

令和 8 年 3 月 30 日

各 都道府県  
消費生活協同組合主幹部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
消費生活協同組合業務室

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号。以下「改正法」という。）の公布及び施行に伴い、医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）が、令和 8 年 3 月 27 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行・適用されることとなっております。

改正省令の趣旨等は以下のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の消費生活協同組合（連合会）に対する周知について徹底いただくとともに、適切な指導を行い、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正省令の趣旨

改正法により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、「オンライン診療受診施設」が、医療法に基づく医療提供施設のひとつとして位置付けられることにより、オンライン診療の適切な実施と推進を図ることとされました。

### 第 2 改正省令の概要

「オンライン診療受診施設」が新たに位置づけられたことに伴い、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）第 164 条第 1 項第 1 号に「オンライン診療受診施設」を追加します。

### 第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日